

平成29年(2017年)度  
京都府予算編成に対する要望書



平成28年(2016年)11月  
公明党京都府議会議員団

京都府知事 山田 啓二 様

平成29年度京都府予算編成に対する予算要望

## 『好循環の実現で、希望がゆきわたる京都府政の推進を』

京都経済は、観光やものづくりの分野を中心に回復傾向を見せているが、地域や業種によって斑模様であり、雇用情勢は大きく改善しているものの、企業側に人手不足が起り、成長力が十分に発揮されていない状況にある。これらに新たな対策を講じ、地域や中小企業・小規模事業者、家計へと好循環を波及させ、府内全域で景気回復が実感できる施策の展開が必要である。また、社会保障のあり方については、少子高齢化と人口減少の同時進行という厳しい状況が続く中、地域包括ケアの推進や子育て支援策の充実など発展的な見直しを進めていかなければならない。さらに、府民の生命・財産を守るための防災・減災対策強化は、最優先で取り組むべき課題である。

本府においては、さらなる成長を遂げ、社会保障改革や災害対策を大胆に前へと進め、経済と福祉、安心・安全による好循環を府内の隅々にゆきわたらせていく、一層府民に寄り添った力強い施策の展開が重要である。

よって、公明党京都府議会議員団は、これら直面する諸課題に対し、大きな好循環の実現で希望がゆきわたる京都府政を推進し、府民福祉をさらに向上させることが重要と考え、ここに平成29年度予算要望を行う。

山田知事におかれては、この提言を予算編成に反映されることを強く要望する。

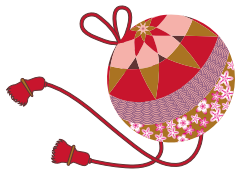
平成28年11月

公明党京都府議会議員団

団長 村井 弘

代表幹事 林 正樹

山口 勝／諸岡 美津／小鍛治 義広



# 重点要望項目（18項目）

## 1 文化庁の京都移転

文化庁の全面移転が早期に実現できるよう、国との協議を加速化させるとともに、京都ならではの文化行政の取組を展開すること。あわせて、府民理解が進むよう広報周知に取り組むこと。

## 2 京都流地域創生の着実な推進

京都流地域創生の推進においては、数値目標や重要業績評価指標に基づく客観的な検証を行いながら、実効性ある施策を展開すること。

## 3 複合災害・広域巨大災害への対策推進

複数の災害が同時あるいは連続して発生する複合災害や多くの府県が同時被災する広域巨大災害など、災害対応・復旧復興の困難性が増すこれらの災害を想定した総合的な対策を推進すること。

## 4 中小企業支援の強化

京都企業の活性化のため、海外展開などによる販路拡大を図るとともに、国内回帰を推進する設備投資・技術革新・制度融資の分野での特色ある支援も行うこと。

## 5 地方版「政労使会議」による賃上げ

中小企業・小規模事業者及びそこで働く人を支援するため、京都府の実情を踏まえた「政労使会議」の開催においては、賃金上昇が図れるように取り組むこと。特に小規模企業の経営者には、その趣旨を十分に理解してもらえよう努めること。

## 6 女性が活躍する社会の構築

女性活躍支援拠点「ウィメンズベース」や「女性活躍応援マネージャー」を積極的に活用し、企業、自治体をはじめあらゆる分野での女性登用を推進するとともに、多様な働き方の普及や再就職支援等、女性が活躍できる環境を整備すること。

## 7 「お茶の京都」の推進

「お茶の京都」の推進にあたっては、生産景観の周遊やサイクルスポーツによる周回などの観光や地域活性化策に取り組むとともに、宇治茶の拡大、世界文化遺産登録をめざすこと。

## 8 少子化対策の推進

少子化対策の推進においては、出会い、結婚、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない総合的かつ抜本的な対策を講じること。また、関連する施策や取組が効果的に実施されるよう、国、市町村、関係機関と連携を図ること。

## 9 就学前の教育・保育に係る人材確保・待遇改善

子育て支援、待機児童解消の推進を図り、多様な教育、保育を実施するため、保育士、幼稚園教諭の人材確保策を強化し、国との連携のもと、給与をはじめとする処遇改善を図ること。

## 10 大人の救急電話相談事業の導入

全国で導入が進んでいる「大人の救急電話相談事業」については、先進事例を積極的に調査し、関係団体とも協議し、導入を促進すること。

## 11 高齢者施設における避難体制の強化

高齢者施設の防災対策、避難計画などを総点検し、災害時における避難体制の強化を図ること。

## 12 食品ロスゼロの推進

食品ロスの削減については、家庭への啓発、企業・団体の参加を求めることにより、「フードバンク」の活用を具体的に実施し、取組を推進すること。

## 13 「京都スタジアム(仮称)」の整備充実

京都スタジアム(仮称)の建設予定地による変更後の事業詳細については、より丁寧な府民説明に努めること。あわせて、自然との共生、災害対策に資するよう施策を展開すること。

## 14 実用性あるエネルギー施策の展開と関連産業の育成

実用性あるエネルギー施策の推進にあたっては、府民や事業者への周知啓発を図り、創エネ・省エネ等の取組を喚起する支援策を展開すること。あわせて、LNGやメタンハイドレートの開発も含め、エコ・エネルギー産業の育成と振興に取り組むこと。

## 15 自転車の安全な利用の推進

自転車の安全な利用の推進においては、道路交通法の改正にともない、悪質な運転を無くすため、指導・取り締まりや危険行為に関する啓発活動を強化すること。あわせて、保険への加入促進、自転車運転免許制度の導入、教育機関・地域での安全運転講習を充実させること。

## 16 スポーツ振興の拡充

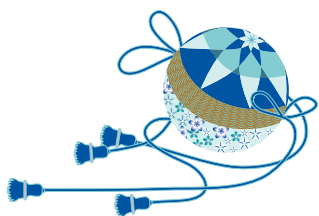
2020年の東京オリンピック・パラリンピックにむけて、それぞれの施設整備、指導者育成を一層促進すること。また各市町村との連携強化のもと、ホストタウンとしての地域活性、スポーツ振興、競技力強化などの支援体制を強化すること。

## 17 教員の負担軽減と「チーム学校」の実現

学校現場が抱える課題が多様化・複雑化する中、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。そのため、「チーム学校」の実現を図り、教員が担うべき業務に専念できるようにすること。

## 18 若者の政治参加を促進

初の18歳選挙権導入の実情を踏まえ、初等・中等教育での主権者教育を推進するとともに、大学キャンパス内等への期日前投票所の設置など、投票環境の向上を通じて若者の政治参加をより一層促進すること。



# 予算要望項目



## 不断の行財政改革

1. 税機構の運営にあたっては構成団体との連携を強化するとともに、納税者に対する、より丁寧な相談体制を拡充し、徴収率の向上及び滞納額の減少に結びつけること。
2. 「統一的な基準による地方公会計の整備促進」の取組を通じて、「財政の見える化」の推進、説明責任の充実、柔軟な財政運営に取り組むこと。あわせて、市町村の取組を支援すること。
3. 京都府庁における働き方改革を進めるため、在宅勤務、サテライトオフィス設置、モバイルワーク導入など、テレワークを積極的に推進すること。



## 経済・産業の活性化と雇用の安定

1. 斑模様の京都経済の回復のため、京都縦貫自動車道・舞鶴港、関西学研都市の基盤を活用し京都府下全域の同時活性化を推進すること。
2. 制度融資については、経済環境の変化に柔軟に対応し、関係機関との連携を強化しつつ、中小企業の業種や経営基盤に即したきめ細やかな相談を通じて支援すること。
3. 中小企業・小規模事業者の経営向上を図るため、京都府、京都産業21、商工会議所、商工会との連携を一層強化し、企業へのサポート体制を強化すること。
4. 伝統・地場産業の継続・発展のため、後継者・担い手の育成を推進し、あわせて、観光・流通業などの異業種連携を図り、販路拡大を図ること。
5. 伝統産業の生産過程を支える道具については、供給が維持できるよう道具職人の支援策を強化すること。
6. 府内企業の新分野への進出を応援するため、伝統産業と先端産業の融合や異業種交流を強化するとともに、中小企業技術センターの機能充実を図り、新製品開発や新産業創出に取り組むこと。
7. 映画・映像、ゲーム・マンガ、アニメなどのコンテンツ産業振興のため、クロスメディアの促進を図り、自治体、大学等との連携体制を強化し、新産業創出の取組を進めること。
8. 海外ビジネスの推進にあたっては、JETRO事務所と連携を図りつつ、中小企業のネットワーク化、プラットフォームの構築、海外販路開拓のニーズ調査などを通じて、その支援を拡充すること。あわせて、海外企業の誘致においても、投資環境の整備を行うなど、より積極的に取り組むこと。

9. 各地域の実情に即した地域経済の活性化と産業振興策の拡充を図ること。
- (1)「海の京都」事業の成果を踏まえ、各自治体の特色を生かし、府域全域への広域観光につながるネットワークづくりやプロモーションへの取り組みを拡大すること。
  - (2)丹後地域の産業振興のため、伝統ある機械金属加工等の技術集積の基盤を生かし、ものづくり産業を中心に企業立地や起業支援を進めること。
  - (3)中丹地域の産業振興のため、京都舞鶴港を活用した観光クルーズや府域への誘客、海外との貿易拡大による物流産業などの集積や、綾部地域の産業集積地域への企業立地を促進すること。
  - (4)「森の京都」事業の推進の成果を踏まえ、里山の保全をはじめ、林業の活性化、森の魅力をアピールし、観光につなげるなどの施策展開を図ること。
  - (5)南丹地域の産業振興のため、「京都新光悦村」事業の推進を強化し、その特徴を生かした起業支援を積極的に進めること。
  - (6)府域南部の産業振興のため、新名神の整備を視野に入れた産業集積地の新たな開発、「関西文化学術研究都市」の次世代プランの推進と生産機能の強化、産学公連携による環境・農業・ハイテク分野での新産業の創出を図ること。
10. 障がい者の実態に即した相談から就労、定着までの総合的な支援を行うとともに、未達成企業に対する理解促進、施設・設備の整備、雇用管理など就労に係る総合的なサポートを行うこと。
11. ワーク・ライフ・バランス社会実現のため、企業や労働者の取組を積極的に支援するとともに、企業への「産休・育休制度」「介護休業制度」を普及・拡大し、多様な働き方に対応した子育て支援や介護支援等を積極的に推進すること。
12. 京都府内でのいわゆるブラック企業の実態掌握を進め、劣悪な労働環境が発生しないよう、国の施策と連動を図り、アルバイトの機会が多い学生に情報提供をするなど、府としての取組を強化すること。





## いのち・健やかな京都づくり

1. 小児科・産科等、特定診療科や地域偏在による医師不足対策を強化するとともに、安心して医療を受けられる体制整備を図ること。
2. 救急医療・搬送体制の強化においては、ドクターカーの導入を図り、より一層の充実強化を図ること。
3. がん対策の充実・強化をさらに図ること。
  - (1) がん対策の推進においては、がん検診受診率向上による早期発見・治療の推進、がん登録の推進、がん教育、就労支援、患者・家族への支援、がん相談窓口の充実、緩和ケアの充実など、総合的ながん対策を講じること。
  - (2) 京都府立医大附属病院に建設予定の永守記念最先端がん治療研究センターにおける陽子線治療等に要する費用については、府民負担の軽減を図るよう取り組むこと。
  - (3) 小児がん対策においては、小児がん拠点病院を中核とし、地域医療機関との連携体制を構築するとともに、長期フォローアップ体制の構築、教育・就労支援、家族支援など総合的な取組を強化すること。
  - (4) 口腔がんの早期発見・早期治療を推進するため、府民の知識向上を図る啓発事業に取り組むこと。
  - (5) がん治療に伴う、外見の悩みに対処するアピランスサポートについて、その機能や役割を研究し、導入を図ること。
  - (6) がんの第4の治療法とも期待される免疫療法等の研究を推進すること。
  - (7) ピロリ菌感染者が医療保険適用のピロリ菌除菌治療を実施した場合、その薬剤費用及び判定検査費用を助成する、胃がん予防推進事業を推進すること。
4. 指定難病が拡大したことから、制度の周知、新たな医療費助成制度の運営、医療体制の整備、療養生活支援、相談体制の充実強化、就労支援などを行うこと。また小児慢性特定疾病の患者が成人しても切れ目のない医療並びに自立支援が受けられるよう対策を強化すること。
5. 「軽度外傷性脳損傷」「線維筋痛症」など新たな「疾病」として要請が強い指定難病対象外の疾病についても、府民や医療関係者への理解促進や啓発、早期診断につなげるための医療体制の構築、患者への各種支援について取り組むこと。
6. 個人の予防・健康づくりのため、保険者によるレセプト・健診データ等を活用したデータヘルスの推進、ヘルスケアポイントの付与等のインセンティブ措置の導入などを推進すること。
7. 脳脊髄液減少症については、教育現場への理解を図り、府民に対しても広く周知啓発を行うこと。

8. 高次脳機能障がいについては、リハビリ体制、医療・福祉連携、生活就労支援、障がい児への教育支援など、実態に即した支援体制の構築及び拡充を図ること。
9. 発達障がい児・者の支援については、生活・就労支援など地域における支援ネットワークの構築を図ること。さらに、親支援、居場所づくりについても対策を講じること。
10. 発達障がいの5歳児健診については、すべての幼稚園、保育所で完全実施できるよう推進すること。ペアレントトレーニングについても全市町村での実施にむけた体制を構築すること。
11. 精神障がい者及び家族に対するアウトリーチ型アプローチによる相談・診療体制を構築・強化していくこと。あわせて、2次医療圏における精神医療システムの格差解消を図るとともに、地域移行・定着支援を拡充すること。
12. 障がい者の福祉的就労における工賃向上については、工賃向上計画の目標達成にむけ、より一層の取組を拡充すること。
13. 内部障がい者への社会的理解を促進し、社会参加のための施策を講じること。
14. 各世代の歯科疾患の特性に応じた事業を展開するとともに、障がい児・者や要介護者などへの口腔ケアや歯科医療を推進すること。
15. 高齢者支援策の充実・強化をさらに図ること。
  - (1) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険三施設等の基盤整備により入所待機者の解消を図るとともに、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設等を整備・拡充すること。
  - (2) 高齢者の権利擁護については、市町村や関係団体と連携を図りつつ、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を促進すること。高齢者虐待については、関係機関のネットワークを強化し、予防、被害発見、通報及び相談体制の拡充を図ること。
  - (3) 認知症対策においては、認知症疾患医療センター、認知症サポート医の養成やかかりつけ医の研修など、医療体制の整備と人材育成に努めること。あわせて、高齢者見守りネットワークの拡充を図り、認知症高齢者の徘徊や安否確認、孤独死などへの対応力向上に努めること。
  - (4) 介護従事者が安心して継続的に働けるよう、賃金引き上げやキャリアアップ支援などのさらなる処遇改善を国に求めるとともに、京都府の支援策を強化すること。
  - (5) 介護保険法改正に伴う、地域支援事業等の展開においては、介護の質を保持しつつ、多様なマンパワーを持って、要支援、介護予防につながる事業となるよう、市町村を支援すること。
  - (6) 介護事業所へのICT化導入を支援し、業務の効率化、情報の共有化を進め、介護従事者等の負担軽減とサービスの質の向上を図ること。
  - (7) 高齢者の就労支援、NPO・地域活動などの社会参加、生涯学習を促す施策をより積極的に展開すること。



**16.** 子ども・子育て支援策の充実・強化をさらに図ること。

- (1) 潜在的な需要も含め待機児童の解消が実現できるよう供給体制を整備すること。また、延長、夜間、一時、ターミナル、病時・病後児など多様な保育ニーズに対応する事業を拡充するとともに人材確保に取り組むこと。
- (2) 不妊症及び不育症への支援においては、適切な相談・検査・治療が行われるよう、その体制を強化すること。
- (3) 若年性のがん患者等に対する生殖機能温存に係る支援については、先進事例も参考に、その対象疾患などについて検討を図りつつ推進すること。
- (4) 産前・産後ケア対策については市町村とも連携し、積極的に推進すること。
- (5) 「きょうと子育てピアサポートセンター」を活用し、府内全ての市町村に「子育て世代包括支援センター」を整備するための立ち上げや運営を積極的に推進すること。さらにセンターを核とし虐待予防や、妊娠から子育てまでのきめ細やかな支援体制を構築すること。
- (6) 新生児聴覚スクリーニングにより、聴覚障がいのある子どもを早期に適切な治療や療育につなげる体制の整備を図ること。
- (7) 子育て支援医療助成制度については、入院通院とも中学3年生まで実質無料化ができるよう関係市町と連携しつつ一層の拡充を図るとともに、京都府としては国の制度としての実現を求めること。
- (8) 小学生歯科医療費の公費負担並びに不正咬合の矯正治療費の助成制度を創設すること。
- (9) ひとり親家庭及び貧困家庭の実態をつぶさに把握し、生活、子育て、就労、学習支援など、市町村と連携を図り、包括的な支援を実施すること。
- (10) 社会的擁護においては、施設養護の充実並びに小規模化・地域分散化を図るとともに、家庭的養護への拡充にむけて、里親委託の推進やファミリーホームの設置促進に取り組むこと。

**17.** 感染症対策の充実・強化をさらに図ること。

- (1) 新型・再興感染症に対する発生予防と蔓延の防止、医療提供体制の確保、感染症指定医療機関との連携など、危機管理体制の整備や対応能力向上に取り組むこと。
- (2) 年々増加傾向にあるHIV/AIDSの感染・発症者数を抑制するため、啓発活動を拡充するとともに、検診受診者数増にむけた効果的な取組を推進すること。

**18.** HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス I 型)について、母子感染防止に関する啓発など情報提供を拡充するとともに、相談体制の充実を図ること。

**19.** うつ病対策においては、教育現場における広報啓発、発生予防、早期相談・受診、訪問支援、社会復帰プログラムの整備など、総合的な対策を推進すること。

20. アレルギー疾患対策を推進するため、国で2014年に成立した「アレルギー疾患基本法」に基づき、府における推進計画を早期に策定すること。
21. アレルギー疾患の専門的知識を有する医師、薬剤師、看護師、保健士などの人材育成、学校の教職員等に対する研修、患者・家族に対する相談体制の整備など、アレルギー疾患対策を強化すること。
22. 大麻や危険ドラッグを含む薬物乱用を防止するため、供給源の摘発強化に努めること。あわせて、学校における薬物乱用防止教育、地域社会における啓発活動を拡充するとともに、薬物依存者に対する相談・治療・支援体制の強化を図ること。
23. 医療的ケア児については、障害者総合支援法の改正にのっとり、支援を拡充すること。また、児童生徒が地域の学校で学習できるよう、施設・設備の整備や看護師等の人員配置を支援するとともに、各市町村との連携を深めること。



## 安心・安全の京都

1. 原発事故に備え、広域避難計画に基づくPAZ及びUPZ内住民の避難に係る誘導體制、輸送手段の確保、汚染検査及び除染体制の整備、避難先とのマッチングなど、国、関係市町、関西広域連合や事業者と協議を重ねながら体制を強化すること。
2. 東日本大震災に係る被災地の復旧復興を支援するとともに、被災者への支援を継続的に行うこと。とりわけ、府内避難者については、その要望も踏まえつつ、住宅・就学・就労など生活全般にわたるきめ細やかな支援を継続すること。
3. 米軍経ヶ岬通信所に係る騒音・交通対策、対応体制などの諸課題について、国と連携を図りつつ、その解消に努めること。あわせて、米軍関係者と地域住民との良好な関係が構築できるよう、京丹後市とも連携を図りつつ、その取組を支援すること。
4. 災害対策の充実・強化をさらに図ること。
  - (1) 災害時要配慮者対策については、各市町村と連携を図りつつ、名簿の作成、個別避難計画の策定、福祉避難サポーター・サポートリーダー等の人材養成を強化すること。
  - (2) 避難所における公的備蓄を拡充するとともに、電力・水の確保、通信インフラ等整備による情報収集・発信体制の確保、ユニバーサルデザイン化、福祉避難所の整備を図るなど、防災機能の強化に取り組むこと。
  - (3) 市町村や中小企業・小規模事業者のBCP作成が進捗するよう支援策を拡充すること。
  - (4) 災害発生時の帰宅困難者対策や観光客対応については、事業者・市町村と連携を図りながら、その体制整備に努めること。
  - (5) 土砂災害防止対策としてメンテナンス費用や景観の観点からも、可能な場所は土砂擁壁も導入すること。

(6) 日本海側での津波想定を踏まえ、海岸堤防・護岸、避難施設・避難路などハード面での整備とともに、津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、情報提供体制の整備などソフト面での取組を強化すること。

(7) 河川の改修や雨水貯留施設の整備など、条例に基づく総合治水対策を推進すること。

5. サイバーセキュリティ対策においては、多様化するサイバー犯罪の検挙に取り組むとともに情報提供・相談体制の充実を図ること。サイバー攻撃に対しては関係機関や民間事業者等と連携した抑止対策を強化すること。
6. 現下の暴力団情勢を踏まえ、関連法・条例等を効果的に活用しながら暴力団犯罪の取り締りを強化するとともに、府民が対立抗争事件などに巻き込まれないよう安心・安全の確保に努めること。
7. 特殊詐欺対策においては、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、関係機関・事業者とも連携し、その摘発検挙に努めること。
8. 人口比で高い水準にあり、低年齢化している少年の非行防止対策においては、教育機関との連携や街頭啓発等の強化に取り組むこと。また、非行少年の立ち直りを支援するための施策を拡充すること。
9. ストーカーやDV事案に対しては迅速に対処するとともに、女性警察官も積極的に活用するなどして被害者の心情に寄り添う対応になるよう努めること。また、関係部局との連携も強化すること。
10. 痴漢・盗撮や悪質な性犯罪を抑止するため、多発地域でのパトロールを強化するなど実効性ある取組を進めること。あわせて、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)を核に、被害者に寄り添う支援体制を一層整備し、被害直後から中長期にわたり総合的に支援すること。
11. 青色防犯パトロールの運行や地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
12. 子どもが安心して生活できる地域づくりを推進するため、警察、学校、地域との連携のもと、犯罪が発生しやすい区域や通学路、危険箇所の実効性ある総点検を実施し、スクールガードの配置や防犯カメラの設置等、地域の特性に応じた体制整備を図ること。
13. 防犯カメラの設置については、犯罪防止や捜査での活用の有効であることから設置促進を図ること。その管理運用においては、京都府のガイドラインも踏まえ、プライバシーの保護など人権が侵害されないよう情報提供や助言を行うこと。
14. いじめの未然防止、早期発見、対処、重大事態に対する取組を強化すること。あわせて、私立学校との協調を図ること。
15. 市町村が行う消防団員の要員確保を支援するため、待遇改善に努めるとともに、地域・職域消防隊の創設など、効果的な支援策を講じること。そのためにも、消防団員の国籍条項については実情を踏まえ、その撤廃を図ること。
16. 食の安心・安全を確立するため、検査・監視・指導・相談体制等、総合的な対策を拡充すること。あわせて、地産地消を推進する施策を講じること。



## 教育と文化の輝く京都

1. 私立高等学校あんしん修学支援制度については、所得基準の対象を拡充するとともに、近隣府県（大阪府、滋賀県等）との相互支援について合意を図り、すみやかに実現すること。
2. 私立幼稚園・学校の施設耐震化においては、その診断・改修等を積極的に支援し、幼児・児童生徒のより一層の安心・安全を確保すること。
3. 府立高校の今後のあり方については、全日制・定時制・通信制の特色を生かし、個性化・多様化している生徒のニーズと生徒数減少に対応できるよう取り組むこと。とりわけ、北部地域における府立高校再編については、地元住民の理解が得られるよう努めること。
4. 特別支援教育においては、適切な人員配置を図ること。マルチメディア・デジジー教科書導入の推進、また、個別の状況も踏まえたクラブ活動の充実など、教育環境の整備に取り組むこと。
5. 学校施設の整備においては、府内産木材の利用促進とともに、環境にやさしいエコ化、情報化社会に対応したICT化などを推進すること。
6. 府立高等学校における体育館やグラウンドなどのハード整備に関しては、優先順位をつけるなどし、府民に対して見える化を推進すること。
7. 学校教育における防災・キャリア・主権者教育・国際理解等、各種の教育を通じて、児童生徒が安全や健康、社会生活に不可欠な知識や知恵を身につけることができる教育を推進すること。
8. 青少年のインターネット利用においては、出会い系・コミュニティサイトなどに起因する犯罪被害に巻き込まれないよう、情報リテラシー教育などを通じた児童生徒の情報活用力の向上を図るとともに、保護者への啓発にも取り組むこと。
9. 不登校対策においては、学びアドバイザーの拡充や心の居場所サポーターの配置を推進するとともに、フリースクールとの連携を図るなど、不登校の子どもが生き生きと学べる環境の整備により一層取り組むこと。
10. ひきこもり対策においては、アウトリーチ型支援、家族へのサポートなど、学校や関係団体とも連携を図りつつ、相談・支援体制を拡充すること。また、「中間的就労」の場を、開拓するなどして支援すること。
11. 文化・芸術に係る鑑賞機会を拡大するための財政的支援とともに、公演の充実を図り、その活動や人材育成への支援を拡充すること。
12. 文化力向上のため、近年発掘成果が目覚ましい古墳及び埋蔵文化財の研究を進め、また文化財の修復維持を通じ、京都の文化力を発信すること。
13. ユネスコスクールの加盟推進を図るとともに、環境や防災、平和など「持続可能な開発のための教育(ESD)」を拡充すること。



## 環境先進の京都

1. 「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、導入促進の体制整備と取組の強化を図ること。
2. 地域や目的に応じてEV・PHVの多様な利用を促進するとともに、水素エネルギーの可能性にも注目しながら、EV・PHV、FCVの関連サービスや新産業の創出を促進すること。あわせて充電インフラの整備と充電ビジネスの支援を図ること。
3. 地域やNPO等による小水力発電の導入は、「エネルギーの地産地消」や環境教育に資する取組であり、より一層積極的に支援すること。あわせて、府有資産・施設を活用した府による主体的な取組も行うこと。
4. 京都府地球温暖化対策条例に規定する温室効果ガスの削減目標の達成のため、必要な施策である京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度や都市部の緑化については数値目標を設定し、さらなる推進を図ること。
5. 京都府内産材の消費拡大を図るため、緑の公共事業を一層推進するとともに、民間加工所の府内立地、ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度のインセンティブの拡充を図るなど、効果的な施策の展開を強化すること。



## 平和・人権・国際交流の京都

1. 人権を尊重する家庭教育や学校教育、企業内研修などを促進するとともに、相談体制の充実と被害者支援に努めること。
2. ヘイトスピーチについては、対策法に規定された「実情に応じた施策の実施」という地方自治体の役割を踏まえ、京都府として人種差別や人権侵害が起こらないよう有効な対策を講じること。
3. LGBTの人々への偏見や差別を無くし、正しい知識や対応を醸成するための啓発活動を実施するとともに、相談体制の強化に努めること。
4. 犯罪被害者支援体制の拡充を図るため、相談窓口の設置と対応能力向上に係る研修の充実、府民への広報周知を行うとともに、関係機関との連携を強化すること。
5. 矯正施設退所後の障がい者・高齢者に対する福祉的支援については、地域生活定着支援センターの機能拡充を図るとともに、支援体制の充実と受入先確保のため、関連機関との連携を促進すること。

6. 京都府における国際化の推進を加速化すること。

- (1) 国際交流においては、全庁体制で包括的に取り組むため「国際化推進政策監(仮称)」を設置し、スピーディーに対応できる体制を構築すること。
- (2) 外国籍府民の人権擁護に取り組むとともに、相談体制の拡充や支援策の充実を図ること。外国籍府民子弟の教育についても、適切な教育環境を整備すること。
- (3) 多文化共生社会の担い手を育成するため、高校生の留学や海外語学研修などへの支援を拡充するとともに、国際バカロレアの導入やスーパーグローバルハイスクールの取組を積極的に進めること。
- (4) 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
- (5) 友好提携都市については、タイ王国工業省と京都府の間で「経済連携に関する覚書」が締結されたことを踏まえ、チェンマイ市などと友好提携が早期に結べるよう、一層積極的な取組を展開すること。



## 住みよい京都づくり

1. 広域道路網整備及び主要地方道、一般府道の改良整備などの道路整備事業は、府民要望の最も強いものであり、工事着工区間の早期供用開始とともに、計画区間の早期事業化を図ること。あわせて、無事故の工事となるよう安全対策を強化すること。
  - (1) 雪寒地域道路事業の促進を図ること。
  - (2) 市街地主要地方道、生活道路の部分拡幅整備を推進し、交差点右左折車線を確保すること。
  - (3) 歩道整備の促進及び道路標識の改良・整備を促進すること。
  - (4) ライフラインの共同溝化・電線地中化を計画的に推進すること。
2. 道路の維持改修にあたっては、地球温暖化・気候変動・地域環境を考慮し、保水性、透水性、騒音対策などに適した多様な舗装を一層促進すること。
3. 淀川水系の総合的な洪水対策の強化については、下流洪水時には瀬田川洗堰の全閉を前提とし、整備を急ぐこと。
  - (1) 桂川においては、住民理解を早期に求め、整備を促進すること。
  - (2) 宇治川においては、工期が遅れている天ヶ瀬ダム再開発の早期完成を促進し、それを踏まえた大戸川ダムの役割と効果の検証を行うこと。
  - (3) 木津川については、危険箇所の整備を早急を実施すること。また木津川流域における天井川の危険箇所の改修を踏まえ、内水対策を促進すること。

- (4) 宇治川圏域の内水氾濫対策を強化すること。特に木幡池に関しては排水機能を最優先すること。
- (5) 西高瀬川や山科川においては支流も含めた氾濫対策を早急に実施すること。
- 4. 由良川の整備については、決壊箇所の修復と本川工事の整備を踏まえ、内水排除を高めるため、危険個所の再点検を国や地元自治体と連携しながら行うこと。
- 5. JR奈良線の第2期工事の高速化・複線化事業を着実に進めるとともに、全線複線化計画を具体化すること。
- 6. 京都丹後鉄道の利用者拡大策を支援すること。
- 7. 府営水道の経営においては3浄水場連結の効果を生かし、水需要に応じたダウンサイジングの設備更新を行い、料金に関しては受水市町の住民理解を十分に得ること。
- 8. 防災・減災の観点から、木造住宅密集地域における老朽住宅の建て替えや不燃化の促進・耐震化に資する施策を実施すること。
- 9. 分譲マンション問題に関する相談体制の強化や情報提供・交換のための窓口を設置すること。また、マンション管理士の有効利用を図ること。
- 10. 府営住宅の施策拡充について
  - (1) 府営住宅のケア住宅化を進め、高齢者及び障がい者のためにバリアフリー化をより一層促進すること。あわせて、生活援助員(LSA: ライフサポートアドバイザー)による24時間見守り体制の確保や小規模多機能施設の設置などによるシルバーハウジングプロジェクトを導入すること。
  - (2) 府営住宅の入居募集については、若い世代を誘導するなど多様な世代が入居できるよう努め、集合住宅の地域コミュニティの再生を図ること。
  - (3) 耐震改修事業を早期に完了するとともに、既設府営住宅の改修においては、スーパーリフォームやトータルリモデル事業なども計画的に推進すること。階段室型住宅のエレベーター設置など、質的充実を図るとともに、引き続き府営住宅地内に駐車場の整備を進めること。
  - (4) 家賃減額措置等を拡充するとともに、子育て世帯、年金生活者の安定居住にむけた支援策を強化できるよう国に求めること。府営住宅の照明などの環境整備にあたっては、太陽光パネルやLEDなどを使用するなど、地球温暖化対策に配慮したものとすること。
  - (5) 府営住宅の指定管理者制度については、住民並びに自治会等に対し制度の丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、住民サービスの向上に資すること。
  - (6) 府営住宅内の自治会等のあり方については、円滑な運営ができるよう助言を行うこと。
  - (7) 府営住宅の入居要件である連帯保証人制度については、少子高齢化社会の現状に即した、新たな視点に立った要件となるよう積極的に取り組むこと。

11. 少子化対策並びに人口流出抑制策としての子育て世帯向け住宅支援策を拡充すること。
12. 高齢者やひとり親家庭、障がい者など「住宅確保要配慮者」に対する支援として、空き家や公的賃貸住宅を活用するなどして、住宅セーフティネットの拡充を図ること。
13. 空き家対策については、移住促進による有効活用、都市部での除却など地域性を勘案した実効性ある的確な施策を、市町村と連携し推進すること。
14. 地籍調査においては、まちづくりや災害復旧、適正な地権者の権利保護などに資するものとして、庁内体制を強化し、市町村との連携を一層図り、促進すること。
15. 高齢者・障がい者をはじめ府民が安心できるまちづくりをめざし、駅や道路など各種施設のバリアフリー化を市町村・事業者と連携を図り一層促進すること。
16. サービス付き高齢者向け住宅については、市区町村の医療・介護提供体制やまちづくりとも整合性を図りながら、適切な運営・確保を推進すること。
17. 交通弱者対策においては、地域の交通需要に即した生活交通システムの導入・運営を図るため、市町村や関係団体と連携を図り、支援を行うこと。
18. 買い物弱者対策については、地域の実情を踏まえ、事業者・NPOと連携を図りながら、対応策を積極的に講じていくこと。
19. 民泊については、旅館業法に基づく許可を受けていない施設や実態が不明な施設に対して厳格に対応すること。あわせて、許可施設についても、近隣とのトラブル防止措置を講じるよう指導すること。
20. 北陸新幹線の延伸については、敦賀・京都間は小浜・舞鶴ルート、京都・大阪間は関西文化学術研究都市を経由するルートとなるよう、国に早期整備を求めること。







## 自然と共生する京都

1. 社会的・地理的に不利な条件にある、中山間地域における農林業活性化と振興策充実のための財政支援を図るとともに、耕作放棄地の再生及び有効活用に取り組むこと。
2. 新規就業者の育成・支援のため、IJUターン等による参入希望者への就業相談や研修支援を強化するとともに、農地確保やビジネス展開など、切れ目のない支援により定着を促すこと。あわせて、農商工連携による農業ビジネスに従事する担い手の育成を図ること。
3. 6次産業化、10次産業化の推進においては、ICTを活用した農林水産業の技術・経営の多角化、複合化を図り、高付加価値化に取り組むため、庁内体制を強化すること。
4. 都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズムの展開に必要な交流拠点や農林漁家民宿等の環境整備を図るとともに、体験型修学旅行の受入に積極的に取り組むこと。
5. ブランド京野菜並びに一般野菜の品質向上と生産量拡大のため、経営支援をはじめとする生産振興策の充実を図るとともに、販路拡大に努めること。
6. 京都産の野菜、茶、果物に含まれている健康増進効果等の機能性をアピールするなど、高付加価値化を支援し、優良品目、園地整備などの経営支援に努めること。
7. 府立農業大学校の農学科・研修科のカリキュラム充実に努め、京都府の農業を支える中核的かつ多様な人材を育成すること。
8. 森林環境税の用途については、森林保全、災害対策、林業振興の分野で効果が発揮されるよう、市町村とも連携を図りながら事業を展開するとともに、府民への説明責任を果たすこと。
9. 自然に配慮した林道整備の促進、間伐材の有効活用など、府内産木材の一層の利用促進を図ること。
10. 府立林業大学校で育成された人材を広く活用できるよう、地域との交流連携を深めるとともに、野生鳥獣被害対策などの公共人材や林業事業者の経営力向上を支える人材育成に努めること。
11. 野生鳥獣被害対策においては、人材育成、人材確保策の充実を図り、鹿肉・猪肉の有効活用のための技術習得ができるような仕組みづくりを講じること。あわせて、防護ネットの整備等、ハード対策の強化に努めること。
12. 京都府の漁港の特徴による近郊漁業を生かし、地元産の安定化のため、養殖を推進し、漁業者の育成を推進すること。

# 公明党

公明党京都府議会議員団